

今月の相談事例 (10月号)

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0004 静岡県島田市横岡 640-2

三浦労務経営事務所
社会保険労務士 三浦 茂

TEL 0547-45-5811

FAX 0547-45-5821

URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談】

個人でやっている事業を法人化したいと思っているが、法人化すると従業員を社会保険に加入させなければいけないため、会社負担経費が増えてしまいます。

その費用負担増のため、法人化を躊躇しているのですが、どう考えたら良いのでしょうか。

【アドバイス】

まず、法人化すると、社会保険への加入が義務づけられます。これは、健康保険法第3条3項、厚生年金法第6条1項によって定められています。つまり、法人でありながら社会保険に加入しないという事はなく、新規適用届を出しているかいないかに関わらず当然に適用されているものとなります。また、個人事業でも5人以上の従業員を雇っている場合は社会保険への加入が義務づけられます。(農業など、業種によっては義務でない場合もあります。)

正当な理由がなく、健康保険法第48条(適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届けなければならない)の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をしたときは、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると健康保険法第208条の中に定められています。

会社は、設立者のものではなく、株主、従業員、顧客、取引先等が関わる公器です。社会的責任を全うしようという意思がないと、発展はおろか負債やトラブルを人に負わせる、ただ迷惑な存在となります。

その責任の一端に、社会保険への加入があります。一見、会社の負担が増すように見えますが、それは、『儲け＝売上げ－原価』という数字だけで見ているからです。戦術がありません。このままでは、必要コストをいたずらに削る、コストに見合う売上げを無闇に追いかける等ということになり、顧客への心遣いや製品(サービス)の品質がおろそかになり、それを担う従業員がないがしろにされていきます。

法人化するということは、事業を通じて顧客や従業員と関わろうとする決意の表れであり、相応の覚悟が必要です。会社の負担が大きいからという理由で、社会保険に加入しなかったら従業員はどのように感じるでしょうか。法令違反を犯している会社の社則を守ろうと思うのでしょうか。社会規範も契約もお互いに守る義務があるのです。約束事を守れない人を信用信頼する人はいません。せいぜい騙して利用する相手としか見てもらえず、公正なパートナーとしてお付き合いしてくれなくなり、有能な人材は会社を離れていってしまうでしょう。

社会的な信用信頼される事業主の下にいるからこそ、やる気がおこり、この会社で永く働きたいという思いに育っていきます。それは、生産性や、定着性として表れてきます。ひいては、求人や育成に掛かるコストの抑制や新規事業への挑戦のパワーアップとなっていきます。

会社は、私利私欲のためにあるものではありません。事業を通じた喜び、事業を行う楽しみ、そのような幸福感を共有することで会社は発展していくのです。事業としての幸福感を従業員や顧客、取引先などと共有するために、目先のコストだけを見つめる愚策に陥らないで下さい。

(この著作権は三浦労務経営事務所に帰属する)